

## 緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた市立学校における対応について

養父市教育委員会

兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域となりました。

つきましては、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ、市立学校の教育活動を下記のとおりとします。

### 記

#### 1 教育活動【令和3年4月26日（月）から5月11日（火）まで】

- (1) 但馬外における活動は行わない。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンスクール、授業参観等）は、原則、実施しない。
- (3) 下記の感染防止対策を徹底する
  - ア 登校・出勤時
    - ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR検査を受けている者がいる場合は登校しないことを徹底する。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮する。
    - ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。
  - イ 教育活動時
    - ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する
    - ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
    - ・マスクの着用を徹底する。
    - ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
    - ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
    - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
    - ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
  - ウ その他
    - ・児童生徒、教職員に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

## 2 部活動【令和3年4月25日（日）から5月11日（火）まで】

- (1) 教育活動における感染防止対策に加え、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。
  - ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施を厳守する。
  - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する。
  - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。
- (2) 兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域となっている間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿等を行わない。  
※令和3年度中体連スケジュール記載大会、文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。  
参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

## 3 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。